

広島市規則第57号

令和8年3月31日

広島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行  
規則の一部を改正する規則

広島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和3年広島市規則第70号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 市長は、当分の間、第3条第1項に規定する学校給食費の納付額について、学校給食費の負担の軽減を通じた子育て支援を図る必要があると認めるときは、予算の範囲内において、その定めるところにより、同項に定める額を変更するものとする。

別表第2小学校又は特別支援学校の小学部の児童の項中「250」を「300」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の学校給食費の納付額について適用し、同日前の当該納付額については、なお従前の例による。